

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1515号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、まあい及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

同法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
まあい	兵庫県まあい漁業	現行水準
まいわし対馬暖流系群	兵庫県まいわし漁業	現行水準



兵庫県告示第1516号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量（修正測量及び数値図化（地図情報レベル2500））
- 2 作業期間
令和4年10月24日から令和5年3月24日まで
- 3 作業地域
西脇市及び多可町の各全域



兵庫県告示第1517号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量、3級水準測量、4級水準測量及び数値地形図データ作成）
- 2 作業期間
令和4年9月5日から令和5年3月22日まで
- 3 作業地域
たつの市龍野町四箇及び大道地内



兵庫県告示第1518号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、赤穂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦